

「子ども・地域の安心・安全活動支援事業」の申請について

1 事業の目的

自分たちの地域は自分たちで守ろう、という決意によって、自発的に一致協力して行う「子ども・地域安全見守り隊」などの地域防犯活動等を促進し、子ども達はもとより、府民誰もが安心して安全に暮らすことのできる地域づくりを目指します。

2 申請団体の要件等

(1) 事業対象となる活動

- ①登下校時の立ち番、付添、パトロール、交通誘導等の子ども見守り活動
- ②「①」に付随して行う、学校休業期間や夜間に実施する子どもの安全のための見回り活動
- ③「①」に付随して行う、子どもの集まりやすい場所等の点検及び危険除去活動等

(2) 団体の活動範囲や運営等

- ①申請は原則として、1校区あたり1団体とし、小学校の統廃合や地域の事情により、1小学校区内に複数の団体が活動されている場合は、本事業の申請が重複しないよう事前に調整してください。
- ②団体の構成員は、自治会や町内会、PTA、地域女性会、老人会、防犯推進委員、少年補導委員などで構成され、規模は10人程度以上で活動していることとします。
- ③活動の頻度は、概ね週3日以上、年間を通じて活動していることとします。
- ④団体の運営に当たっては、責任者や副責任者などを選出し、規約や活動計画、構成員の名簿が作成されていることとします。

(3) その他

活動に際しては、地域の警察署(交番等)などとよく連携し、アドバイスを受けてください。

3 書類の保存等

この事業によって支援される「ボランティア保険加入」及び「活動用資機材」については、すべて京都府の公費で賄われております。

よって、監査等の対象となりますので、関係書類等については団体の責任者において5年間保存してください。

また、交付された資機材についても適切な使用、維持管理に努めてください。

各申請様式は、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/index.html>) に掲載しています。

4 事業の報告

令和8年度実施した事業について、別添「子ども・地域の安心・安全活動支援事業活動報告書(様式第6号)」(23ページ)に記入の上、Eメール、FAXまたは郵送で提出してください。

提出先:京都府 安心・安全まちづくり推進課

提出期日:令和9年4月9日(金)

お問い合わせ先

京都府 安心・安全まちづくり推進課

電 話 075-414-5079 (平日 8:30~17:15)
FAX 075-414-4255
E-mail anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp

5 ボランティア保険

(1) 支援の内容

上記2(1)の活動を行うために京都府が契約したボランティア保険に、京都府を通じて加入します。構成員が個人で契約、加入した保険の費用を負担するものではありません。

①補償内容	保険契約内容を別途お知らせします。
②保険期間	ボランティア保険加入決定日から令和9年3月31日まで
③加入限度人数	月1回以上活動されている方の場合は限度なし。 活動の頻度が月1回未満の方は100人まで。
④その他	※より多くの方に加入していただけるよう、活動人員のうち、PTA保険加入者など、他の制度を活用した保険加入が可能な方は、他制度を優先してください。 ※教職員等の公務員等が職務の一環、または延長として実施する見守り活動等は、保険の加入対象外となります

(2) 申請の手続き（記入例は7ページ）

別添「子ども・地域の安心・安全活動支援事業ボランティア保険加入申請書（様式第1号）」（13ページ）に記入の上、必要な書類を添えて郵送等で提出してください。

なお、加入申請書、加入者名簿等個人情報に記載された書類があるため、原則としてFAXでの提出は不可とします。

提出する書類	必須	「申請書（様式第1号）」（13ページ）
		「ボランティア保険加入者名簿（様式第2号）」（15ページ） （氏名、住所、電話番号を確認できる名簿）
		団体の規約（提出必須）

(3) 申請期間・提出先

令和8年9月30日（水）まで

- 追加申請の手続きは、申請期間内であれば可能です。上記5-(2)と同様に「申請書（様式第1号）」に必要な書類を添えて郵送等で提出してください。
- 申請書や加入者名簿に不備がある場合は、手続きに時間を要することがありますので、御注意ください。

ボランティア保険の申請は、京都府 安心・安全まちづくり推進課あて、提出してください。（FAX不可）

〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話	075-414-5079
E-mail	anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp

(4) 加入決定

申請の受理後、「ボランティア保険加入決定について（通知）」と「事故発生時の報告書」を団体あて送付します。

なお、補償開始は、原則として加入決定日からとなります。

(5) その他

事業の中止や団体の解散など、申請後に変更が生じた場合は、速やかに安心・安全まちづくり推進課まで連絡してください。

各申請様式は、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/index.html>) に掲載しています。

6 活動支援資機材

(1) 支援の内容

上記2(1)の活動を行うために必要となる資機材を交付します。

①交付対象となる資機材	4、5ページ「資機材見本」のとおり ※交付する資機材は、掲載された見本の同等品となる場合があります。 ※見本に掲載されたもの以外の資機材は交付対象になりませんので御了承ください。
②申請方法	団体の規模（構成員数）に応じて設定された点数の範囲内で資機材の申請を行うことができます。 活動に必要な資機材のみ申請してください（点数を使い切る必要はありません）。
③交付方法	資機材の交付は、申請団体最寄りの警察署（交番等）を通じて行います。
④その他	各団体からの申請を集計し、一括発注を行うため、資機材に団体名を入れるなど、個別の希望には応じられませんので、御了承ください。

(2) 申請の手続き（記入例は9ページ）

別添「子ども・地域の安心・安全活動支援事業 資機材申込書（様式第3号）」（17ページ）に記入の上、Eメール、FAXまたは郵送で提出してください。提出に当たっては、以下のことに注意してください。

㊦1 活動人員については、過大に算出することがないように、十分留意してください。
㊦2 青色回転灯を申請する場合は、必ず地元の警察署にご相談ください。
㊦3 のぼり旗等の啓発物はガードレールや電柱等の公共物への設置や固定はできません。

(3) 申請期間・提出先

令和8年6月1日（月）から7月31日（金）まで

※令和5年度から申込期間を変更いたしました。期間をお間違いないよう申請してください。

活動支援資機材の申請は、京都府 安心・安全まちづくり推進課あて、提出してください。

〒602-8570	京都市上京区下立売通新町西入藪ノ内町
電話	075-414-5079
FAX	075-414-4255
E-mail	anshinmachi@pref.kyoto.lg.jp

(4) 交付決定及び資機材の交付

- ・ 申請の受理後、「資機材交付書」を団体あて送付します。
- ・ 資機材は、**団体を管轄する警察署（交番等）へ搬入する予定**です。警察署（交番等）から団体へ資機材を交付する日時は、別途警察署（交番等）と調整してください。
- ・ **令和8年11月30日（月）頃の交付予定です。**
- ・ **資機材は必ず年度中に受け取ってください。**

なお、資機材の受領後は、資機材を交付する警察署（交番等）へ「受領書（様式第4号）」（19ページ）を提出し、「資機材管理簿（様式第5号）」（21ページ）を各団体で備え付け、適正に管理してください。

(5) その他

事業の中止や団体の解散など、申請後に変更が生じた場合は、速やかに安心・安全まちづくり推進課まで連絡してください。

また、交付された資機材についても適切な使用、維持管理に努めてください。

各申請様式は、京都府ホームページ (<http://www.pref.kyoto.jp/anshin/index.html>) に掲載しています。

なおこの事業は、国の「物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金／重点支援地方交付金」を活用しています。